



前回にも考へさせられたと同じようなことを、から述べられたと同じようなことを、で、連合委員會を開いたからといって、この前の會議に佐々木委員が述べられたことく、その連合委員會の一つの委員會である豫算委員會が、議決權を連合委員會に委譲した場合には、連合委員會が議決をすることがある。そこで、例えは豫算委員會が議決權を委任しなかつた場合には、連合委員會は議決をしないのであるといふようちやな意見であつたと記憶するのであります。が、それにはどうも私は賛成ができないのである。私の意見では連合委員會としては成る程審査又は調査をすることができる。而して審査又は調査の結果、連合委員會としての意見を定めること、いふことは、これは當然な話であります。しかし、連合委員會としては、一つの問題について、これ／＼の事由によつて、これ／＼の結論に達したといふことは、これは當然のことであります。

○委員長(木内四郎君) 先程木下委員から御意見がありましたが、實は反対意見を述べられた方が決議されておりままする際に、本日直ちに終局的に決めてしまふことはやや立憲的でないようございましたから、終局的にではなく、假りに申上げたのですが、やはり二人とも居られないのですから、先程申しましたよろしく、一應お決めを願つておいて、この際二人の方がお出になつたときに、更に御了解を得て、そこで終局的に決め願つたらどうかと思つておますが、何れにしましても、連合委員會は議決権がないというふうな皆様方の御意見ですから、この委員會としては決めて参りたいと思います。

○委員長(木内四郎君) 外に御意見が  
ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○佐藤尚武君 どうじうことになるでしょ。今度審  
査委員会は……。

○委員長(木内四郎君) その委員會の  
方の委員長が委員長になつてそれを選  
ぶこと、いうことです。

○佐藤尚武君 併し、豫算委員會とい  
うの労働委員會と連合して委員會を一  
つ捨てるといふよな場合に、連合委員會  
委員を作つた場合に、豫算委員長の方  
で連合委員會を開くことを提議した場合は、  
豫算委員長が委員長にならぬ  
と、こういうわけですか。

○委員長(木内四郎君) その議案は付  
託された委員會の委員長が、委員長にな  
るという意味であるうと思ひます。  
さように解釋してよろしいと思いま  
す。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議な  
いと認めます。

それでは次に、參議院緊急集會規則  
案について御協議願いたいと思いま  
す。前回議事部長からその議案につ  
いて説明を聞きましたのですが、何が述べ  
質問なり御意見がありましたらお述べ  
願いたいと思います。……

○下條監督君 ちよつと伺いたいですが、第二條に、緊急集會の場合にお  
いては議員の議案投票權がない。集會の  
必要は政府で認定するのであります  
が、これは場合によると、例えば甲申と  
出た案の外に、丙という案が必要な  
あるという場合も随分あり得ると思  
います。議院の方の認定でそういう場合  
に、議員から議案してもいいよう

うのですが、どういうわけでしょ  
か、ちょっと伺いたいのですが……。  
○参考(寺光忠君) 只今下條委員の相  
せられましたように、緊急集会を開きま  
す。必要性というものは、政府の方で開  
認定することになります。そん  
う緊急集會におきまして、政府が議  
案なり豫算なり條約なりを提出いた  
ますと、その認定に基きまして、兩院  
の議決を要すべきものが、一院の議決  
で足りるということになるわけです。  
そこで、法律案は本來兩院の議決を  
要すべきものでありますて、參議議院  
がその獨自の立場において、兩院の  
議決を要するものを提出して、そな  
して緊急集會で一、二ヶ月で始末を了  
けるということは、憲法の確定してお  
らないところであるということが、憲  
法の理論として考えられる。只今申す  
丙といふような法律案のお話がありま  
したが、勿論緊急集會に政府の提出  
た法律案に對しまして、修正をする  
否決をするということは自由にすらあ  
りますから、根本的な、全面的な  
修正すらできると思つておる。ただ新ら  
たなる緊急集會を要求せられた期待を  
全く離れた別個の法律を提出するこ  
とができない、こういう趣旨に規定し  
つもありでござります。

か許されることであらうかどうかあります。法律案であれば、當然普通の場合はおきましては、兩院の議を経なければならぬものでありますから、そこでそれが特に憲法上内閣が緊急なりと認めた案件についてのみ、緊急集会を認めることがあります。これがどうかといふに解説する譯であります。

○下條慶喜君 私はこういうふうに用う。例えば或る案が提出されたときに、その案に對して、その案のままでいかん、全部否決した、併しながら別の……何といいますか、考え、構想から、新なる議案が議員側から提出されることはあるのかないかと思いたい。無論修正もできる。この案ではいかんというので全部廢えてしまう。新なる議案でそれども、認めるか認められないかといふことは、あとで事後承諾か否か別個の構想で案を作る。勿論一時の議決でそれども、認めるか認められないかといふことは、あとで事後承諾あるのですが、認められないと書いてしまっては過ぎておると思うが、その點どうですか。

○委員長(木内四郎君) 下條委員の如きやることは、此處にはつきり書いてしまは必要はないといふところにあります。されば、要するに、どういふべきか考へておるのです。

○参考(寺光忠君) 立案者の氣持をたしましては、むしろ何か必要があると思う。書かない方が安撫しやすいと思ふ。何か必要な場合にできないといけないと思ふのです。

○参考(寺光忠君) 立案者の氣持をたしましては、むしろ何か必要があると思う。書かない方が安撫しやすいと思ふ。何か必要な場合にできないといけないと思ふのです。

があるか知りませんが、審算委員會 ○木下盛雄君 その通りであります。

に、議員から發案してもいいように思

い法律案と、それを出すといふこと

けないのじやないかというように考  
えています。

○下條康麿君 そこは意見の相違です  
が、そういう場合もあると思います。

○委員長(木内四郎君) ちよつと速記  
を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(木内四郎君) 速記を始め  
た……。

○遠岡信夫君 私は下條委員の提案に  
賛成いたします。

○委員長(木内四郎君) それではいか  
がでしよう。第二條は削除して、原案  
がですることに……。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 併し、その精  
神は原則としてそぞろじやないというこ  
とに……。外に御質問、御意見があり  
ますか。若しなければ僕が一つ伺いた  
いのですが、「まらん質問ですかけれど  
も、憲法上内閣が參議院の緊急集会を  
求めることができる、國會法では議長  
にこれを求めなければならん、今度の  
案による、議長はこれを議院に通知  
する」ということになつておりますが、  
若し議長、副議長が缺けておるとい  
う場合はどうなるのですか。實際の手續  
上……。

○參事(寺光忠君) これは國會法の原  
則に基きまして、事務總長ということ  
になつております。

○委員長(木内四郎君) それはどうい  
う規定ですか。

○參事(寺光忠君) 國會法第七條で  
ございまして、「議長及び副議長が選舉  
されるまでは、事務總長が、議長の職  
務を行ふ」ことによることになつてお  
ります。

○參事(木内四郎君) 参議院議長に  
おいても、内閣から提出された議案が、  
外に御質問がでることに……。

○委員長(木内四郎君) 速記を始め  
たとき、議長は、緊急集会の終つたこ  
とを宣告する。それじや内閣から提出  
されなかつた議案があるのが、といふよ  
うな反論が出て来る憂いはありません  
か。文句の書き方かと思ひます。

○參事(寺光忠君) この三條と、削除  
せられました第二條との關係におきま  
しては、第二條では法律案の發議を止  
めることも、いかがかと思ひます。内  
閣の議案の終了をもつて議會の終了と  
するといふふうにしたらどうかと思う  
のでござります。

○佐藤尚武君 この場合に、請願とか  
陳情とかいうものは、いわゆる議案の  
中に入るのですが、

○參事(寺光忠君) 第二條にある議案  
には入りません。それから一般的に、  
議案といふものの中には請願は入つて  
いないことになつております。國會法  
の四十二條にも「議案、請願、陳情書  
その他」というふうに區別した書き方  
にしてあります。

○委員長(木内四郎君) 速記を止め  
て可否を決せられましたときに、緊急  
集会を終つたことを議長は宣告すると  
いう趣旨でござります。

○參事(木内四郎君) 下條委員のさ  
つきわつしやつたことは、法律案を萬  
一出す場合に、第三條の關係において  
問題はありませんか。

○下條康麿君 そうですね、私實は最  
初、第三條の、内閣より提出されたと  
いうことを削るということを申上げよ  
うと思つたのですが、議案がすべて削  
除したときは、どうことほづけないの  
ですか。請願とか決議案……。

○參事(木内四郎君) 只今の佐藤委員の  
は、内閣より提出された議案か、若し

請求するのは、議長、副議長がない場  
合でも事務總長に對じますか。

○參事(寺光忠君) その通りだらうと  
思ひます。

○委員長(木内四郎君) 外に御質問が  
ありますか。

○佐藤尚武君 これは非常に愚間にな  
るかも知れませんが、第三條「内閣よ  
り提出された議案が、すべて議決され  
たとき、議長は、緊急集会の終つたこ  
とを宣告する。」それじや内閣から提出  
されなかつた議案があるのが、といふよ

うな反論が出て来る憂いはありません  
か。文句の書き方かと思ひます。

○參事(寺光忠君) この三條と、削除

せられました第二條との關係におきま  
しては、第二條では法律案の發議を止  
めることも、いかがかと思ひます。内  
閣の議案の終了をもつて議會の終了と  
するといふふうにしたらどうかと思う  
のでござります。

○佐藤尚武君 この場合に、請願とか  
陳情とかいうものは、いわゆる議案の  
中に入るのですが、

○參事(寺光忠君) 第二條にある議案  
には入りません。それから一般的に、  
議案といふものの中には請願は入つて  
いないことになつております。國會法  
の四十二條にも「議案、請願、陳情書  
その他」というふうに區別した書き方  
にしてあります。

○委員長(木内四郎君) 速記を止め  
て可否を決せられましたときに、緊急  
集会を終つたことを議長は宣告すると  
いう趣旨でござります。

○參事(木内四郎君) 下條委員のさ  
つきわつしやつたことは、法律案を萬  
一出す場合に、第三條の關係において  
問題はありませんか。

○下條康麿君 第三條に「内閣より提  
出された議案」とありまするが、第二  
條が削除されました關係上、内閣より

提出された議案があると思ひます。それを包  
括する意味におきまして、「内閣より  
提出された議案」といふ字を削りました  
ところを削除しました。

○參事(寺光忠君) この規則案の中  
に、例え第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございますが、これば「から」の  
間違いでございます。第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」という  
のと認めます。

○委員長(木内四郎君) 御異議なしも  
うありますので、さように字句の修正は  
こちらにお任せ願いたいと思ひます。

○木下盛雄君 字句の修正について、簡  
単に御説明したいですが、

御質問にお答えいたしましたように、請  
求及び決議案というものが、恐らくこ  
ういう軍要な緊急集會には出てくる可  
能性があると思います。そういうものが  
が全部終るまで緊急集會が終らないこ  
とになると、長く延びる處れがあります  
。事の性質上、そういうものではな  
いのではなかろうかと思うのでござい  
ます。その反面、請願、決議案を一切  
止めることも、いかがかと思ひます。内  
で、緊急集會の會議というものは、内  
閣の議案の終了をもつて議會の終了と  
するといふふうにしたらどうかと思う  
のでござります。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) それでは第三  
條を、只今下條委員の御提案のように  
修正することにいたします。後程で結  
尚、その他について御質問なり御意  
見がありますか。

〔「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 他に御意見が  
なければこの案の取扱い方ですが、い  
たがでしようか。今度は全員というこ  
とでなくて、各會派から一人ずつの方  
に發議者になつて頂いて、そうして案  
は印刷して貰うことにして、暫く  
おいて、委員會に同時に付託して頂  
く、そして案を各議員に配付しまし  
て、この委員會で更に審議の上、本會  
議に報告する、そういう取扱い方にし  
たらいいかと思ひますが、いかがで  
ございましょうか。

○委員長(木内四郎君) 午後四時十二分速記開始  
午後三時五十三分速記中止

○委員長(木内四郎君) それでは速記  
を取つて。

○下條康麿君 第三條に「内閣より提  
出された議案」とありまするが、第二  
條が削除されました關係上、内閣より

提出された議案があると思ひます。それを包  
括する意味におきまして、「内閣より  
提出された議案」といふ字を削りました  
ところを削除しました。

○參事(寺光忠君) この規則案の中  
に、例え第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございますが、これば「から」の  
間違いでございます。第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」という  
のと認めます。

○委員長(木内四郎君) 御異議なしも  
うありますので、さように字句の修正は  
こちらにお任せ願いたいと思ひます。

○木下盛雄君 字句の修正について、簡  
単に御説明したいですが、

くはその代案のような、緊急缺ぐべ  
か ように、本筋に變化のない場合におい  
ては、事務局において適正を期して貢  
りますから、内閣より提出された」とい  
うことを、我々は認めておいていいと  
思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) それでは委員  
長と事務局の方に一つお任せを願いた  
いと思います。

○委員長(木内四郎君) それで、各會派から一人ずつ、發議者を  
指名願いたいと思います。後程で結  
尚、その他について御質問なり御意  
見がありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) それでは第三  
條を、只今下條委員の御提案のように  
修正することにいたします。後程で結  
尚、その他について御質問なり御意  
見がありますか。

〔「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 他に御意見が  
なければこの案の取扱い方ですが、い  
たがでしようか。今度は全員というこ  
とでなくて、各會派から一人ずつの方  
に發議者になつて頂いて、そうして案  
は印刷して貰うことにして、暫く  
おいて、委員會に同時に付託して頂  
く、そして案を各議員に配付しまし  
て、この委員會で更に審議の上、本會  
議に報告する、そういう取扱い方にし  
たらいいかと思ひますが、いかがで  
ございましょうか。

○委員長(木内四郎君) 午後四時十二分速記開始  
午後三時五十三分速記中止

○委員長(木内四郎君) それでは速記  
を取つて。

○下條康麿君 第三條に「内閣より提  
出された議案」とありまするが、第二  
條が削除されました關係上、内閣より

提出された議案があると思ひます。それを包  
括する意味におきまして、「内閣より  
提出された議案」といふ字を削りました  
ところを削除しました。

○參事(寺光忠君) この規則案の中  
に、例え第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございますが、これば「から」の  
間違いでございます。第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」という  
のと認めます。

○委員長(木内四郎君) 御異議なしも  
うありますので、さように字句の修正は  
こちらにお任せ願いたいと思ひます。

○木下盛雄君 字句の修正について、簡  
単に御説明したいですが、

○參事(寺光忠君) この規則案の中  
に、例え第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございますが、これば「から」の  
間違いでございます。第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」という  
のと認めます。

○委員長(木内四郎君) 御異議なしも  
うありますので、さように字句の修正は  
こちらにお任せ願いたいと思ひます。

○木下盛雄君 字句の修正について、簡  
単に御説明したいですが、

○參事(寺光忠君) この規則案の中  
に、例え第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございますが、これば「から」の  
間違いでございます。第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」という  
のと認めます。

○委員長(木内四郎君) 御異議なしも  
うありますので、さように字句の修正は  
こちらにお任せ願いたいと思ひます。

○木下盛雄君 字句の修正について、簡  
単に御説明したいですが、

○參事(寺光忠君) この規則案の中  
に、例え第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございますが、これば「から」の  
間違いでございます。第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」という  
のと認めます。

○委員長(木内四郎君) 御異議なしも  
うありますので、さように字句の修正は  
こちらにお任せ願いたいと思ひます。

○木下盛雄君 字句の修正について、簡  
単に御説明したいですが、

○參事(寺光忠君) この規則案の中  
に、例え第一條に「内閣總理大臣よ  
り」とございますが、これば「から」の  
間違いでございます。第五條の「第五  
章より第十一章まで」の「より」という  
のと認めます。

○委員長(木内四郎君) 御異議なしも  
うありますので、さように字句の修正は  
こちらにお任せ願いたいと思ひます。

○木下達蔵君　僕は今日の議題に載せて貢わなかつたのですが、この間この議院運営委員會において、山に對する懲罰的決議をしたいということを、超黨派的に御賛成を得て、お歸りになつて經めて頂くようにお願いしてあつたわけでありますので、お歸りになつて懲罰的頂いた結果を、一つ此處で御發表願ひまして、そうしてこの間お決めになつた小委員の方針でも早速起案して、超黨派的に本會議にかけて議決して頂くようにお取計らい願いたいと想ひます。

○委員長(木内四郎君)　案文を各會派に一應提議する。それで御了承を得たらしいといふうに御進  
あ願いたいと思う。  
○委員長(木内四郎君)　この件は、この委員會はちょっと直接に關係がない  
と思いまするので、各會派で一つ小委員會をお出しになつて、御相談願いたい  
と思います。  
○木下盛雄君　それじや各派交渉會で  
やつたらどうですかね。  
○委員長(木内四郎君)　各派交渉會までなくして、各會派で御相談になつた  
らいかがですか。

がいいと思ふ。議院運営委員会といふよなもので私は行つた方がいいと思ふ。私の所へ集つてやるとか、又縁風會に集つてやぬといふより、やはり各派交渉會のような形でいいのじやないか。議院運営委員會で心配して……。

お詫びいたしますのは、本年の五月分から支給をする。金額は、一般議員一千圓、議長三千圓、副議長二千五百圓を大體補て定いたしておるようだ」といふと申す。

次に法律案がもう一つござります。  
四枚目と思ひますが、「昭和二十一年法律第八十一號の一部を次のよきに改正する」これは證人の旅費法でございます。「議院に出頭する證人の旅費及び日當に關する法律」というのがござりますが、これの改正案として出でております。内容を申しますと、「證人

# 文部省説明書・入審決まりの言

○委員長(木内四郎君) 只今木下委員から御發言の點につきましては、各會派でそれべく御相談中と了解しておるのですが……。

○木下盛君 緑風會などは萬場一致で御賛成のようです。

○天勝正君　各會派といつても、なかなか追い駆け廻すのに容易でないし、どこかに集らなければこれはなかなか容易でない。それは交渉會に關する小委員を見てもよくお分りになつておると思う。仕方がないから、世評による可いは否を決するに至れば、實務的

○委員長(木内四郎君) そういうことにお願いいたします。私がら後程御指名いたします。  
それじや機算と法律案につきまし  
て……。

を「證人等」というふうに題名を改める  
ということになつております。これ  
は先般こちらの運営委員会でも御決定に  
なりました通り、公聴會を開きますと  
公聴會に出席する公述人に旅費の支給を  
必要といたします。旅費の支給をいた  
しますつきまして、別に法庫の根拠と  
しません。

所以でござります。  
それからその外に、一番前の方に  
じてあります二件でござりますが、  
これは既定案でござります。一つは、  
會職員の考查委員の規程でございま  
して、これは合同審査會で正式に決定  
らるべきものであります。國會議員法

○下條慶吉 総風會でも、幹事會に  
おきまして、この提案に賛成いたして  
おります。

○委員長(木内四郎君) 併しこういふ  
問題は、いかでありますか、本文とか起案とか  
いうことになりますから、それは各會  
議でお話になつてお纏めになつた上で  
はないと、各會派で具體的にお決めに  
なるわけには行かないのじやないかと  
思うのですが……。

○木下盛雄君 それの方途として各會  
議から小委員を出して頂いて差支ない  
とすれば、それは小委員に誰かなつて  
頂いて、そして案文を作つて、その

員の所へでも各會派から小委員の名前を通告するとかなんとか、そういう十法を一つこういう集りの中で決めて是かなければ、やはり處置がつかないじやないか。

○下條康醫君 議院運営委員會でやつてもいいのじやなしか。どうも各派に涉會というの……。

○木下藤雄君 今は實はないのですね。

○委員長(木内四郎君) いかがですか、これは木下委員一所へ各會派から……。

○木下藤雄君 そういうことでない

件でございまして、現在の議員の歳費の不足額を、特別手當で以て、一般官吏の給與の上位に行くようによるといたる案で、衆議院委員会いたしまして、今期議會に衆議院より提案いたしたいという趣意でござります。衆議院より提案いたします前に、豫めこちらの運營委員會にこれをお目にかけて、お話しをして置いて貰いたいという衆議院側の希望でございまして、こちらへ印刷してお配りした次第でござります。これによりまして、今度の追加算定にもこの余額を盛つて、この手當を實際に支給できるようにする、手當を實際に支

「證人等」ということにいたしまして、それから更に第五條のあとに第五條へ二というものを入れまして、「委員會の要求により、公聽會に出席した公證人に、旅費日當を支給する」という法律を一本出す、これもこちらの運營委員會の御同意が得られるならば、衆議院側から法律案として提出いたしました。それから、これができますれば、それに基きまして、證人旅費法の第六六条に基きまして、兩院の議長が協議をしてしまして、議院に出頭する證人等にそれを作らなければなりません。そ

在職年とみなすことに関する規定」  
ござします。これは國會職員法の第  
一條によりまして、官吏の在職年は國  
職員の在職年とみなすということにつ  
いておりますが、そのみなし方を兩  
の議長が協議して決定してみなすこ  
になつております。これに關する規  
でござります。最後に申しました二  
につきましては、庶務課長から御説  
いたしました。

只今の中、特に急いで御決定をお  
いいたしたいのは、この二つの法  
案でございますが、これはこちら  
お氣持を衆議院の方へ返事をいたし

# まの律願 朋件程と院な會入で

○委員長(木内四郎君) この件は、この委員會はちよと直接に關係がないと思ひまするので、各會派で一つ小委員をお出しになつて、御相談願いたいと思います。

○木下盛雄君 それじや各派交渉會でやつたらどうですかね。

○委員長(木内四郎君) 各派交渉會までなくて、各會派で御相談になつたらいかがですか。

○天田勝正君 各會派といつても、なかなか追い駆け廻子のに容易でないし、どこかに集らなければこれはなかなか容易でない。それは交渉會に關する小委員を見てもよくお分りになつておると思う。仕方がないから、世話をする何か世話役がなければ、實際理窟はそういうても、できないのです。だから、公聽會も實はこの委員會で何か決めなければ仕様がないけれども、それすらも決まらないというような状態で、仕方がないから、やはり木下委員の所へでも各會派から小委員の名前を通告するとかなんとか、そういう方法を一つこういう集りの中で決めて置かなければ、やはり處置がつかない感じやないか。

○下條康醫君 議院運営委員會でやつてもいいのじやないか。どうも各派交渉會といふのは……。

○木下盛雄君 今は實はないのですね。

○委員長(木内四郎君) いかがですか、これは木下委員所へ各會派から……。

○木下盛雄君 そらしうことでない方

文案を各會派に一應是議する、それで御了承を得だらいいと、いうふうに御造り願いたいと思う。

○委員長(木内四郎君) この件は、この委員會はちよと直接に關係がないと思ひますので、各會派で一つ小委員をお出しになつて、御相談願いたいと思います。

○木下盛雄君 それじや各派交渉會でやつたらどうですかね。

○委員長(木内四郎君) 各派交渉會までなくて、各會派で御相談になつたらいかがですか。

○天田勝正君 各會派といつても、なかなか追い駆け廻子のに容易でないし、どこかに集らなければこれはなかなか容易でない。それは交渉會に關する小委員を見てもよくお分りになつておると思う。仕方がないから、世話をする何か世話役がなければ、實際理窟はそういうても、できないのです。だから、公聽會も實はこの委員會で何か決めなければ仕様がないけれども、それすらも決まらないというような状態で、仕方がないから、やはり木下委員の所へでも各會派から小委員の名前を通告するとかなんとか、そういう方法を一つこういう集りの中で決めて置かなければ、やはり處置がつかない感じやないか。

○下條康醫君 議院運営委員會でやつてもいいのじやないか。どうも各派交渉會といふのは……。

○木下盛雄君 今は實はないのですね。

○委員長(木内四郎君) いかがですか、これは木下委員所へ各會派から……。

○木下盛雄君 そらしうことでない方

がいいと思う。議院運営委員會といふうなもので私は行つた方がいいと思ふ。私の所へ集つてやると、又雑風會に集つてやると、やはり各派交渉會のよろな形でいいのじやないか。議院運営委員會で心配して……。

○櫻内辰郎君 いかがでしようか、木下さんは發議者ですから、是非お入りを願つて、あとは委員長から各派より一人づつ御指名願つて、その方々で案文を作つて頂いて、その案文によつて決定する、こうしたらしいかがですか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) それじや、そういうことにお願いたします。私がら後程御指名いたします。

それじや豫算と法律案につきまして……。

○參事(近藤英明君) 只今お手許に印刷物名を配りいたしましたが、五件ござりますうち、二件は法律案でござります。三枚目の所にあります、「國會議員の特別手當に關する法律」、これは先般運営委員の打合會の時に、大分前になりますが、ちよと申上げた件でございまして、現在の議員の歳費の不足額を、特別手當で以て、一般官吏の給與の上位に行くようにしようといたしまして、衆議院案をいたしました。今期議會に衆議院より提案いたしたいという趣意でござります。衆議院より提案いたしました前に、豫めこちらの運営委員會にこれをお目にかけて、お話を聞いて置いて貰いたいといふ衆議院側の希望でございまして、こちへ印刷してお配りした次第でござります。これによりまして、今度の追加豫算にもこの金額を盛つて、この手當を實際に支給できるようにする、手當を實際に支

支給をする。金額は、一般議員一千圓、議長三千圓、副議長二千五百圓を大體  
決定いたしておるようでござります。  
次に法律案がもう一つござります。  
四枚目と思ひますが、「昭和二十一年  
法律第八十一號の一部を次のよう改  
正する」、これは證人の旅費法でござ  
ります。「議院に出席する證人の旅費  
及び日當に關する法律」というのが  
ございますが、これの改正案として出  
おります。内容を申しますと、「證人  
を「證人等」というふうに題名を改める  
ということになつております。これによ  
り先般こちらの運營委員會でも御決定に  
なりました通り、公聽會を開きますと  
公聽會に出席する公述人に旅費の支給を  
必要といたします。旅費の支給をいた  
しますにつきまして、別に法律の根柢  
がございませんので、特に證人の旅費  
日當の法律をそのまま準用して行くの  
が適當だらう、という御意見もありま  
したが、ここで先の旅費法を改正いたし  
まして、證人旅費法の中の「證人」を  
「證人等」ということにいたしまして、  
それから更に第五條のあとに第五條の  
二というものを入れまして、「委員會  
の要求により、公聽會に出席した公述  
人に、旅費日當を支給する」という規  
律を一本出す、これもこちらの運營委員會  
の御同意が得られるならば、衆議院  
側から法律案として提出いたしたい。  
それから、これができますれば、一  
れに基きまして、證人旅費法の第六條  
に基きまして、兩院の議長が協議いた  
しまして、議院に出席する證人等にさ  
れましたます旅費日當の支給規程な  
ものを作らなければなりません。そ

が最後のページにとじてあります。「審査規程」でございます。それから別表の所は、證人旅費法の第五條の合同審査會によつて御決定になるべき、證人旅費法の第五條の合同審査會で正式に御決定願ひべきものでござります。それから提程の別表以外の部分、一條、二條、三條から附則までの部分は、兩院の議長が協議して決定されるべきものでございますから、事前に議院運営委員會の御了解を願う所以でございます。

それからその外に、一番前の方にしてあります二件でございますが、これは既定案でございます。一つは、一會員の考査委員の規程でございます。これは合同審査會で正式に決定すべきものであります。國會議員法四十條に基いてきておるものでございます。官吏の文官分限委員會の憲議員會の規程に當りますものでございます。次の二ページ目にあります「官吏としての在職年を國會議員としてと在職年とみなすことに關する規程」でございます。これは國會議員法の第三條によりまして、官吏の在職年は國職員の在職年とみなすということになりますが、そのみなし方を兩議長が協議して決定してみなすことになつております。これに關する規程でございます。最後に申しました二つにつきましては、庶務課長から御説明いたします。

只今の中、特に急いで御決定をおいたしたいのは、この二つの法案でございますが、これはこちら案でございますが、これはこちらお氣持を衆議院の方へ返事をいたしました。

まの律顧 事件と院な會入での更い武さの願し國こ義 う・決ま以の合・人審表支設

頂いて、そして案文を作つて、その

○木下盛雄君 そういうことでない方

給できるようにする、手當を實際に支

ものを作らなければなりません。そ

新編和漢書

す必要がござります。それから中一件の、證人と公述人の旅費及び日當の問題は、こちらの先般の御決議によりまして、早速公述人に旅費の支給の必要が生じますので、先ずこの法律をお作り願つて、更に規程も作らなければならぬ必要がござります。

○委員長(木内四郎君)　只今事務次長から御説明いたしました法律案、規程案等の中、特に緊急を要する國會議員の特別手當に関する法律案、それから昭和二十二年法律第八十一號の一部を改正する法律案、この二件は至急に當方の意見を申述べる必要があるのです。改訂案とも異議ない旨を答えておられぬかと存じます。されば、いかがでしよう。

○参考(近藤英明君) 只今のお話の點りまして、官吏の手當の金額を決定するに當りまして、官吏の給與の總額、その中から家族手當を除いた總額の一齊高い額よりも高いところで決定しよう、こういう案でござります。家族手當の額といふものもそれに入れるといったしまして、それは個人で皆違いますので、最高額とさうものがちょっと計算に出ませんのでござります。例えばここで官吏の最高額と申しますのは、各省官吏の給與額といふものが基準になります。それで、これは計算が出来ます。それに更に家族手當というものを入れますと、次官でなくとも、局長級でも課長級でも實際のところ、もつと高い收入になる者もあります。次官でも家族のない者は實際は少いという者もあります。それは個人的に違いますので、家族の何人が家族手當の基準かといふ算が出ません。それでは官吏の最高額を、實際の家族手當を除いてみますと、次官級が一千七百圓か一千八百圓といふのが通常でございます。これでいといふところを逆に押えて行きまして、議員は現在三千五百圓でござりますが、それから、これに二千圓を豫算的に見立て、月給二千圓と申しますのは、官吏の現在の最高級でございますから、五千百圓になるわけでござります。それ二千圓に、その家族二人くらいある家庭手當を假りに貰つたとしたしまして、官吏の給與額の月額といふものは四千六百圓ぐらゐにしかなりません。それで官吏の給與額の最高と

上を行くといふので金額の面で押えて行きました。家族手當ということは計算することができませんので、家族手當を除くといふ案でござります。それから法律八十号と申しますのは、議員の議費、旅費及び手當の法律でござります。

○下條康譽君　滞在雜費の關係はどうなりますか。

○参考(近藤英明君)　滞在雜費の關係はありません。

○下條康譽君　これに關係なく貰えますか。

○参考(近藤英明君)　はい。

○下條康譽君　議長が幾らですか。

○参考(近藤英明君)　議長三千圓、副議長二千五百圓、議員一千圓といふのでござります。

○竹下脇次君　家族手當は形の上では控除されるけれども、實際的に言えば、それは貰つていると同じことになるということですね。

○参考(近藤英明君)　率で行くと一緒になるといふのです。

○佐藤尚武君　一般官吏の最高額といふと次官級ですか。大臣はどうです。

○参考(近藤英明君)　一般官吏の最高額といふのは、今まで次官級といふことに考えて進められておるようでござります。

○下條康譽君　これは官吏の方も同じようなものになりますか。

○参考(近藤英明君)　官吏は既に現在一千六百圓といふのが實行されておりますが、これによつて貰つてゐる金額を基礎にいたしまして、その上にこれを見てやつたわけでございます。

○下條康譽君　今度七月から増給にな

る關係はどうなりますか。  
○參事(近藤英明君)、七月から増給になりますが、この二千圓を以て行きますと、大體それに上廻るという趣旨でこれは考えております。  
○委員長(木内四郎君) この二件とも御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(木内四郎君) それでは、そこの旨衆議院の方にどうぞ……。  
尙ほ、且下政府の方に交渉しておる预算のことについて、ちょっとと次長から御説明申上げます。  
○參事(近藤英明君) 只今二十二年年度の國會所管追加預算の要求の準備をいたしまして、大藏省並びに衆議院と事務的な折衝をいたしておりますことにつきまして、一應私共の考えておりましたことを申上げまして、議院運営委員會の意向も伺つて置きたいと思って申上げます。  
先ず第一に、今回の追加預算に計入いたさなければならぬ経費といたしまして、「國會議員の歳費、旅費及び當等に關する法律」と、しきものとの増加を見積らなければならぬと思ひます。これは九十二議會におきまして成立いたしました预算の内容と、「國會議員歳費、旅費及び手當等に關する法律」との間に差がござります。それは、月額三千五百圓となつております。豫算との間に不足額が出ます。これが手當に關する法律におきましては、月額三百十一萬圓餘になります。それから議員の應召、旅費、これも先生の豫算の編成當時は、議員の旅費日

百圓となつておりますのを、議員の歳費、旅費支給規程におきまして、先般二百圓に變更いたされましたので、その差額七萬五千圓を見積る必要が生じて参りました。それから今回、只今御説明申上げました法律によりまして、議員に特別手當を支給することにいたしましたと、それに要します経費が五百五十一萬圓餘に相成ります。尙その外に常任委員會の會議用雜費といふようなものを四十二萬圓程度見積らういやないかということで、これは衆議院事務當局並に大蔵省とも折衝の進行中のものでござります。

それから議員の適用の自動車設備費、ここで申しますのは、これはベスを四臺……現在二臺都から借りておりますのを、四臺拂下げを受けまして、こつちの専用のバスを持つという経費でございます。

それから第一回國會に要する経費が二百九十七萬圓ばかりになります。これは議員の應召の旅費でございます。今回の一日二百圓といたしましての議員の應召の旅費、それから滞在雜費、これが百十九萬。それから乗合自動車を現在都から借りております借り貰三十三萬圓。それから速記録の翻譯をいたします關係で翻譯課がございますが、これでは到底足りませんので、その翻譯を外に出します翻譯の費用七十五萬圓。それから先般運營委員會、交渉會でございましたか、御決定になりました議席に設席表を立てる経費、その他諸般の費用を見積りましたのが約四十萬圓。それから議案類の印刷費のようなもののが約九十萬圓。次に事務局關係の経費といたしまして、貨物自動車が粗在ございませんので、これも拂下げ申

42

動車を購入いたしました。その貨物自動車を一臺買います費用、金額は僅かでござります。それから總長俸給豫算、これは昨年中の古い豫算でござりますので、これの不足額一萬一千五百圓。それから事務局職員の待遇改善に要する經費、これは本年度豫算は御承知の通り一千二百圓案によりまして計上されております。昨年中に計上いたしました。その後段々變りまして、一千六百圓案となり、更に一千八百圓案にまで改まることになつておりますので、今度一千八百圓案を基準といたします際に生ずる不足が九百五萬圓。それと常任委員會専門調査員の給與に關する諸手當が計上されでおりませんでした。が、これに暫定加給家族手當、臨時勤務地手當等の諸手當を計上いたします立いたしましたために、それに要します費用を包含しております。それから職員共濟組合が、從來は大藏省の中に入つておりましたのを、國會の性質上獨立いたしましたために、それに要します費用、これは僅か二萬四千圓ばかりでござります。

たが、七百萬圓と申しましたか、或  
は二千萬圓と申しましたか、いろ／＼  
折衝の經過と、それから賣主の方の  
望、それから買います土地の範囲、  
物の範囲によつていろいろ／＼折衝して  
りますので、現在のところでは大體  
物並に土地の一部の買収費一千五百  
圓、それに修繕費を大體五十萬圓と  
まして一千五百五十萬圓。この程度  
まづ大蔵省の方とも話が現在進みつ  
あります。

それから次に、大蔵省とまだ相當  
かましい折衝を續けております問  
は、常任委員長の専用自動車設備備に  
する經費、八百萬圓としうものを計  
いたそろと思つております。これに  
きましては現に今日も會計課長が向  
へ行つてゐる／＼一部の折衝をして  
ります。八百萬圓を計上いたしまし  
のは、常任委員會二十一に對しまし  
二十一臺を購入いたします經費で、  
臺三十五萬圓の單價で、それに運轉  
の諸給料を入れました金額でござい  
ます。これは古い自動車を購入いたす  
用であります。現在新規の自動車を  
入する途はございませんで、中古自  
動車を購入する經費であります。それ  
ら先般からこちらへ參つておるジー  
がござります。これは非常に安い金  
額で、今、會計課長がおりませんから  
正確な金額覚えておりませんが、一  
六臺で六十萬圓程度と存じております。  
これは極めて金額が安いものでござ  
いますから、どういたしましても專  
用自動車といふものを購入する必要が  
あるので今要求しております。

それから國會職員の待遇の改善に要します經費、これを七百萬圓計上いたしました。これは先刻申ました中にも關係いたしますが、千八百圓としての不足額、それから速記その他の職員の國會になりましてからの非常な過動料の増加とか、夜遅くなりますための通勤費とか、そういうもので待遇改善に要する經費で、この問題につきましては、未だ衆議院の方におきましても、内部的にも種々折衝が開始されておるようあります。私のところでもまだ大蔵省との折衝を正式に進める状況に至つております。

それから常任委員會の公聽會等を開會いたしますために、廣告を要する費用、先般も大變此處で御議論にもなりました點ですが、この廣告料をどうおこなふべきか、おもて追加して見積らなければなりません。あれは一回六萬圓ずつ要するのですが、到底そういう經費は今年度の經費にありませんので、これに百七十萬圓程度計上しなければならないと思ります。

それから營繕費のうち未だ決まりません部分を申しますと、本年度の既算の中に一應見積つてあります、一千二百萬圓ばかりの豫算が見積つてある、その經費に非常な不足を生じまして、材料勞賃の値上がりのために不足を生じて、到底あの經費では豫定の建築ができませんために、約三千萬圓程度の追加をいたさなければならぬことをおじします。それから各種修繕に要する經費がその外多少ござります。それから土地が全部御承知の通り焼跡で、煉瓦竪びに鐵材の散らばり、たまになつております。これの整備費用に五百萬圓ぐらゐ掛かります。そ

から事務局廻舍の一分室として購入いたしました現在の議長官舎です。これが六百五十萬圓、この問題も大藏省との折衝が決定的になつております。以上程度でございます。

○下條康醫君 李王邸は議長官舎ですか。

○參事(近藤英明君) さようでござります。

○佐藤尚武君 事務補助員の待遇について何が考えておられますか。

○參事(近藤英明君) 事務補助員につきましては、一千百五十圓といふ計算でそのままになつておりますが。

○天田勝正君 この事務補助員の問題は、私がここで考えて研究すべき議合でありますから、事務當局に聽いてもら仕様がないと思うのです。これは一つ止めて、改めてここで相談するかどうか、こうじることで議事を進めて頂きたいと思います。

○委員長(木内四郎君) それではいかがでしょ。委員會はこの程度にいたしまして、尙御駆駕、或いはこの豫算の問題について御意見などありましたら、今日、明日引續いてやりましてようろしうござしますし、又その他の機会に譲りましてよろしうござりますが、この程度で散會することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) それではこれで委員會を終ります。

午後四時四十分 散會

出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君  
理事 駒井 藤平君  
結城 安次君

委員	天田 駿正君 塙本 重藏君 松本治一郎君 渕岡 信夫君 木下 盛雄君 黒川 武雄君 左藤 義経君 稻垣平太郎君 桜内 長郎君 佐藤 尚武君 下條 康廣君 竹下 駿次君 野田 俊作君	事務局側	
参議院緊急集会規則	第一條 内閣總理大臣より期日を定めて緊急集会を求められたときは、議長は、これを議員に通知する。	議員は、前項の指定された期日の午前十時に参議院に集會しなければならない。	第二條 緊急集会において、議員は、法律案を發議することができない。

ときの金額は一千五百萬圓と申しますので今要求しております。

費に五百萬圓くらい掛かります。それ

結城 安次君 て奏上し、その他のものは、これ

を内閣に送付する。

第五條 参議院規則中、第一章、第

五章より第十一章まで、第十三章、第

十四章、及び第十六章より第二

十章までの規定は、これを緊急集

會に適用する。

國會議員の特別手當に關する法

各議院の議長、副議長及び議員  
は、當分の間、特別手當を受ける。

特別手當の額は、これと議費との

合計額が、一般官吏の最高の給與額  
(家族手當を除く)より少くない程度

において、兩議院の議院運営委員會  
の合同審査會でこれを定める。

昭和二十二年法律第八十號第二條  
乃至第六條の規定は、特別手當につ  
いて、これを適用する。

附 則

この法律は、昭和二十二年五月分  
の特別手當から、これを適用する。

昭和二十二年法律第八十一號の  
一部を次のように改正する

件名中「證人」を「證人等」に改める。

第五條の二委員會の要求により、公  
聽會に出頭した利害關係者又は學識  
者及び日當を支給する。

附 則

この法律は公布の日からこれを施  
行する。

國會議員考査委員會規程

第一條 國會議員考査委員會は、委  
員長及び委員を併せ總員の三分の

二以上の出席がなければ、會議を開く  
ことができない。

附 則

この規程は、昭和二十二年 月  
日からこれを施行する。

官吏としての在職年とみなすことに  
關する規程

第一條 三級官吏及び同侍遇官吏と  
しての在職年はこれを各議院事務  
局の主事若しくは常任委員會書

第二條 國會議員考査委員會の議事

は、出席員の過半數でこれを決  
し、可否同數のときは、委員長の

決するところによる。

第三條 委員長に事故があるとき、  
又は委員長が缺けたときは、その  
豫め指定する委員が委員長の職務

を行ふ。

第四條 國會議員考査委員會は、顧  
問醫を置く。

顧問醫は、委員長がこれを依頼  
する。

第五條 國會議員法第十一條第一項  
第一號により免職する場合又は第

十三條第一項第四號により休職を  
命ずる場合には、豫め顧問醫の意  
見を徵しなければならない。

第六條 國會圖書館に設ける國會議  
員考査委員會の委員中、館長が指  
名する參事なる委員の員數は、三  
人以内とする。

第七條 國會圖書館の幹事  
は、委員長の命を受け委員會の議  
事を準備し、庶務を掌理する。

第八條 國會議員考査委員會に書記  
若干人を置き、各委員長が、國會  
職員の中よりこれを命ずる。

書記は幹事の命を受け庶務に從  
事する。

この規程は幹事の命を受け庶務に從  
事する。

この法律は、昭和二十二年五月分  
の特別手當から、これを適用する。

昭和二十二年法律第八十一號の  
一部を次のように改正する

件名中「證人」を「證人等」に改める。

第五條の二委員會の要求により、公  
聽會に出頭した利害關係者又は學識  
者及び日當を支給する。

附 則

この規程は、昭和二十二年 月  
日からこれを施行する。

國會議員考査委員會規程

第一條 國會議員考査委員會は、委  
員長及び委員を併せ總員の三分の

二以上の出席がなければ、會議を開く  
ことができない。

附 則

この規程は、昭和二十二年 月  
日からこれを施行する。

官吏としての在職年とみなすことに  
關する規程

第一條 三級官吏及び同侍遇官吏と  
しての在職年はこれを各議院事務  
局の主事若しくは常任委員會書

附 則 この規程は昭和二十二年 月 日  
からこれを施行する。

車 一 杆 に 馬 つ 貨 き 一 日 に 當 づ き	附 前
二 百 圓	二 百 圓
一 百 圓	一 百 圓

昭和二十二年九月三日印刷

昭和二十二年九月四日發行

參議院事務局 印刷者 印 刷 局